

議決した議案

審議の結果、全ての議案を可決しました。賛否の分かれた議案は、◆印で表示しています。議案の内容は、区議会ホームページでご覧いただけます。

可決・同意したものの

★区長提出議案

- ◆令和5年度練馬区一般会計予算
予算額2千987億542万5千円
 - ◆令和5年度練馬区国民健康保険事業会計予算
予算額662億8千597万6千円
 - ◆令和5年度練馬区介護保険会計予算
予算額620億2千324万4千円
 - ◆令和5年度練馬区後期高齢者医療会計予算
予算額19億7千215万円
 - 右4件の賛否は次のとおりです。
- (賛成)
- 自民党 公明党
練馬会議 立憲民主
蒼風会 都民ファ
インクル 共産党
オンブズ
- ◆令和5年度練馬区公共駐車場会計予算
予算額3億3千938万1千円
 - ◆練馬区職員定数条例の一部を改正する条例
職員の定数を変更する。
 - ◆練馬区立学びの農園条例
農の学校(高松1-35-12)及び高松みらいのはたけ(高松2-23-17)の設置、管理及び利用について必要な事項を定めるため、条例を制定する。

練馬区議会議員表彰



左から
(後列) 有馬豊議員・田中ひでかつ議員
(前列) 笠原こうそう議員・かしわざき強議員・福沢剛議員

上記の議員は、地方自治の振興と区政の発展に貢献したことにより、練馬区議会の議決をもって永年在職(20年)議員表彰を受けました。(令和5年2月6日)
また、区政の伸展に多大な貢献をしたことにより、区長から、議員在職通算20年の表彰を受けました。(令和5年2月10日)

- ◆練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、事業開始資金及び事業継続資金の貸付限度額を引き上げる。
- ◆練馬区立密集住宅市街地整備促進事業用住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、従前居住者用住宅の使用権を承継できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、使用申込者の資格から、世帯が独立して日常生活を営むことができることとする条件を削る。

- ◆練馬区営住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、区営住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、使用申込者の資格から、世帯が独立して日常生活を営むことができることとする条件を削る。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

- ◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例
みなみ菜の花緑地(上石神井南町11-24)を新設する。
- ◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に関する法律の趣旨を踏まえ、単身者向け住戸の使用申込者の資格から障害を理由とした除外規定を削るほか、東大泉一丁目アパート及び高野台三丁目アパートについて、それぞれ家族向け住戸1戸を単身者向け住戸2戸に改修するため、戸数を改める。
- ◆練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、高齢者集合住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

- ◆令和4年度練馬区一般会計補正予算(第4号)
補正額18億2千873万8千円
- ◆令和4年度練馬区一般会計補正予算(第5号)
補正額29億6千431万3千円
- ◆令和4年度練馬区国民健康保険事業会計補正予算
補正額6億8千183万9千円
- ◆令和4年度練馬区介護保険会計補正予算
補正額△6億791万4千円
- ◆令和4年度練馬区後期高齢者医療会計補正予算
補正額△1億4千91万5千円
- ◆令和4年度練馬区公共駐車場会計補正予算
補正額9千265万8千円
- ◆令和4年度練馬区公共駐車場会計補正予算
補正額503万6千円
- ◆令和5年度練馬区一般会計補正予算
補正額68億5千849万9千円
- ◆令和5年度練馬区一般会計補正予算
補正額3千55億6千387万4千円
- ◆練馬区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

- ◆練馬区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
3月期の期末手当を廃止する。
- ◆練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例
特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴い、保険料率等を変更する。また、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ及び保険料の均等割額に係る減額判定基準の改正を行うほか、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金の支給額の引上げ等を行う。
- ◆練馬区監査委員選任の同意について
萩野うたみ氏を選任することと同意を求める。

- ◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例
みなみ菜の花緑地(上石神井南町11-24)を新設する。
- ◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に関する法律の趣旨を踏まえ、単身者向け住戸の使用申込者の資格から障害を理由とした除外規定を削るほか、東大泉一丁目アパート及び高野台三丁目アパートについて、それぞれ家族向け住戸1戸を単身者向け住戸2戸に改修するため、戸数を改める。
- ◆練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、高齢者集合住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

- ◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例
みなみ菜の花緑地(上石神井南町11-24)を新設する。
- ◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に関する法律の趣旨を踏まえ、単身者向け住戸の使用申込者の資格から障害を理由とした除外規定を削るほか、東大泉一丁目アパート及び高野台三丁目アパートについて、それぞれ家族向け住戸1戸を単身者向け住戸2戸に改修するため、戸数を改める。
- ◆練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、高齢者集合住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

- ◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例
みなみ菜の花緑地(上石神井南町11-24)を新設する。
- ◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に関する法律の趣旨を踏まえ、単身者向け住戸の使用申込者の資格から障害を理由とした除外規定を削るほか、東大泉一丁目アパート及び高野台三丁目アパートについて、それぞれ家族向け住戸1戸を単身者向け住戸2戸に改修するため、戸数を改める。
- ◆練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、高齢者集合住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

- ◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例
みなみ菜の花緑地(上石神井南町11-24)を新設する。
- ◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に関する法律の趣旨を踏まえ、単身者向け住戸の使用申込者の資格から障害を理由とした除外規定を削るほか、東大泉一丁目アパート及び高野台三丁目アパートについて、それぞれ家族向け住戸1戸を単身者向け住戸2戸に改修するため、戸数を改める。
- ◆練馬区立高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、高齢者集合住宅に同居できる者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。
- ◆練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画等の認定について、住戸単位の認定手数料を廃止する。また、誘導仕様基準を用いて認定を行う場合の手数料を定めるほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を定める。

「練馬区議会の個人情報保護に関する条例」を制定

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が公布されたことにより、国・地方公共団体・民間事業者における個人情報に関する法体系が一本化されました。これにより、令和5年4月から、区は「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接適用されますが、国会、裁判所、地方公共団体の議会は法の適用対象外となりました。区議会も引き続き、区と同様に、個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護する必要があることから、本定例会に議案を提出し、「練馬区議会の個人情報保護に関する条例」を制定しました。(条例施行日 令和5年4月1日)



条例はホームページでご覧いただけます